

P32

(連帯納税義務)

第十条 地方団体の徴収金を連帯して納付し、又は納入する義務については、民法第四百三十六条、第四百三十七条及び第四百四十一条から第四百四十五条までの規定を準用する。

(昭三四法一四九・追加、平二九法四五・一部改正)

第十条の二 共有物、共同使用物、共同事業、共同事業により生じた物件又は共同行為に対する地方団体の徴収金は、納税者が連帯して納付する義務を負う。

2 共有物、共同使用物、共同事業又は共同行為に係る地方団体の徴収金は、特別徴収義務者である共有者、共同使用者、共同事業者又は共同行為者が連帯して納入する義務を負う。

3 事業の法律上の経営者が単なる名義人であつて、当該経営者の親族その他当該経営者と特殊の関係のある個人で政令で定めるもの(以下本項において「親族等」という。)が事実上当該事業を営んでいると認められる場合においては「親族等」というの規定の適用については、当該経営者と当該親族等とは、共同事業者とみなす。

(昭三四法一四九・追加、昭三八法八〇・一部改正)

〔共有物〕民法二四九・二六四、〔3項の政令〕令三、取扱(県)一章一一

P600 (第一五七条第二項I号イ)(ii)

(環境性能割の税率)

第百五十七条 次に掲げる自動車(第百四十九条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。))の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する環境性能割の税率は、百分の一とする。

一 三(略)

2 次に掲げる自動車(第百四十九条第一項及び前項(第四項において準用する場合を含む。))の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する環境性能割の税率は、百分の二とする。

一 次に掲げるガソリン自動車

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(一) 次のいずれかに該当すること。

(二) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(三) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の**四分の一**を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

(調整控除)

第三百十四条の六 市町村は、前年の合計所得金額が二千五百万円以下である所得割の納税義務者については、その者の第三百十四条の三の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除するものとする。(平三〇法三・一部改正)

- 一 当該納税義務者の第三百十四条の三第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額(以下この条において「合計課税所得金額」という。)が二百万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の百分の三(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の四)に相当する金額
 - イ 五万円に、当該納税義務者が次の表の上欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額
- (表) 略

□ 当該納税義務者の合計課税所得金額

二 (略)

(平一八法七・全改・平二二法四・表中一部改正・平二九法二・表中一改正
正・平三〇法三・表中一部改正・令二法五・一部改正)